



# 豊前総合法律事務所 News Letter

2025年  
1月号  
VOL.5

大切なご家族のため、また何より、ご自身の人生を充実させるため、お役に立てる情報をお届けいたします。終活・相続に詳しい豊前の弁護士といえば西村だ!と思い出していただけるよう頑張ります!

## 目次

- P1 ◆プライベートのひとこま
- P2 ◆レビュー
- P3 ◆終活に関する名言・格言いろいろ ~3~
- P4 ◆こんなときどうする?
- P5 ◆エンディングノートの意義と活用術
- P6 ◆お知らせ



## プライベートのひとこま

おかげさまで令和6年を無事に終え、新年を迎えることができました。こころから感謝申し上げます。年末年始は、出身地である長崎市を訪れ、家族に会いに行きました。長崎市には昨年、新しいスタジアムが完成し、見慣れた町の大きな変化に、驚くばかりです。



新年は子どもたちを両親にお願いし、新年経営計画合宿に行っていました。1泊2日で昨年を振り返り、新年に取り組みたいことをまとめ、日々の計画まで落とし込みます。ゆっくり、じっくりと考える時間は、日々が忙しいからこそ、大変貴重で、確保したいと考えております。

また、宿泊施設のおもてなしは、非常に感動するものばかりです。よいと思ったことは素直に取り入れています。

我々夫婦が終活に力を入れていることは、両親も知っており、すでにエンディングノートも書いています。

そんな両親も、近くで開催される終活セミナーに参加してきたそうで、感想や学んだことを聞きました。

やはり、近くで開催されるということは大切ですね。弊所もお話会を通して、みなさまのお役に立てるよう努めます。



## レビュー 【間違いだらけのご臨終】

2018年7月にKADOKAWAから出版された、志賀貢医師による「間違いだらけのご臨終」という本を読みました。

著者の志賀貢先生は、現役医師として臨床に携わる一方で、文筆家として数々の著作を残されています。また、美空ひばりさんの「恋港/美幌峠」という歌の作詞も手掛けたそうです。そして、2023年にご逝去されています。

本書は、人が命の終わりを迎える現場の様子が、ありありと描かれており、とても考えさせられる一冊でした。



本書の中で印象的だったのが、「家族の愛情はどんな特効薬にも及ばない」という言葉です。ご家族が面会に来るということが、どれだけ患者様を癒すことなのか、力強く書かれていました。一方で、従前の家族関係やご家族の現状によって、やはり面会が難しい方も多くおられます。医療費を支払うために、通常時以上に働かなくてはならない家庭もあるでしょう。そして、残される家族が生きていくためにも、お金は必要です。

患者様の訴えの真意を突き詰めていくと、「寂しい」「家族に会いたい」という方が多くおられるのだそうです。

自分に置き換えて考えてみると、やはり他人ばかりの病院で、誰も家族が会いに来てくれないのは、とても寂しく思います。苦痛と戦っている状態であればなおさらです。一方で、家族に迷惑を掛けたくないという気持ちもあります。

本書を読んで、自分や家族が入院した時のことを、どのくらい考えているだろうかと振り返りました。スマホを扱える世代であれば、割と連絡は取りやすいのかもしれませんが、それが新たな悩みの種になる場合もあります。入院中の家族から何度も電話が来て、とても疲弊してしまうという話もよく聞きます。

私はエンディングノートも遺言書も書いていますが、入院した時のことについては、話題に上がっていませんでした。話をするチャンスをいただけたので、ぜひ話しておきます。



## 終活に関する名言・格言いろいろ ~3~

「もし今日が人生最後の日だったら、

今やろうとしていることは本当に自分がやりたいことだろうか？」

スティーブ・ジョブズ (Appleの創業者)

iPhoneなど、世に送り出したもののインパクトが絶大なジョブズ氏。強いこだわりを持って製品開発にあたり、その中で部下や同僚とぶつかることも、多くあったといえます。それでも満足いくものを作りたいという信念があったのでしょう。

今もどこかで「遠慮」「配慮」「気遣い」「自己犠牲」「我慢」が美德とされる場面を見かけます。そうやって育てられてきた、という方も、おられるのではないのでしょうか。

たしかに、温かい人間関係があることも大切ですが、誰かをひどく傷つけるものでないのなら、やりたいことに打ち込んでみてはいかがでしょう。



「人は得たものによって生計を立て、与えたものによって人生をつくる。」

ウィンストン・チャーチル (第61代・63代イギリス首相)

チャーチル氏は上流階級の家生まれ、首相としての在任期間は1940年から1945年、そして1951年から1955年です。第二次世界大戦に大きく関わり、戦後にアメリカとロシアに続く核保有をしました。

チャーチル氏が得たもの・与えたものは、国や世界を揺るがす大きなものだったことでしょう。そこまでのスケールはなくとも、私たちも自らの選択によって、自分や家族の人生を大きく左右しています。進学・就職・結婚・出産・転居...人生の転機になるような大きな出来事もあります。対して、八百屋で見かけた大根を1本買うか、半分買うか、といった、ちょっとした選択もあります。意識をしていないだけで、人はみな、毎日たくさんの選択をしているそうです。

時代背景や、置かれた環境によって、選ばざるを得なかったこともあるかもしれませんが、ではこれから、みなさまはどのような人生をつくるために、何を得よう・与えようとなるのでしょうか。



## こんなときどうする？ ～内縁の配偶者が亡くなった～

内縁の配偶者が亡くなったら、遺産は貰えるのでしょうか。残念ながら、内縁の配偶者は法定相続人ではありません。法定相続人としての配偶者は、民法890条で「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」と定められていますが、これはあくまで、婚姻届を提出している戸籍上の配偶者を意味しています。そのため、なにもしないままでは、内縁の配偶者の遺産を相続することはできません。



こんなときの対応としては2種類あります。

### ①家庭裁判所へ申立てを行う

これは、相続人の不存在（最初からいない場合／相続放棄の結果いなくなった場合）という状況において、考えられる選択肢です。他に相続人がいる場合は、この申立てを行うことはできません。

相続人がいない場合、家庭裁判所へ相続財産清算人の選任について申立てを行います。相続財産清算人が選任されてからも、債権申し出の公告など複数の事実確認のための公告期間がありますので、少なくとも10か月以上はかかります。そうして相続人が誰もいないことが確定した場合に初めて、特別縁故者として、内縁関係の配偶者に対する財産分与の申立てができます。これは、決められた期間（3か月）以内に申し立てなければいけません。



### ②あらかじめ遺言書を作成しておく

遺言書を作成すれば、法定相続人以外の人に財産を渡したい場合に、①よりスムーズに手続きをすることができます。

遺言書にも様々な種類がありますが、おすすめは自筆証書遺言を法務局に保管するか、公正証書遺言を作成することです。

遺言書はきわめて法的な文書ですので、さまざまな決まりがあります。決まりが守られていない場合、必要な手続きが増えてしまい、時間もお金もかかるという結果になりかねません。ぜひ一度は、専門家の目を借りましょう。

## エンディングノートの意義と活用術 ~5~

みなさまは今年、年賀状をお書きになりましたか。

デジタル化が進む昨今、若い世代の年賀状離れが目立ちます。そして、年齢などを理由に年賀状仕舞いをなさる高齢者の方々も、増えているようです。実際に、年末にお会いした方の中に「今年から年賀状を出すのをやめました」と仰る方もおられました。

昔は、普段なかなか会えない人でも、年賀状だけはやりとりしていて、安否を知るひとつの手段だった部分もあります。



弊所がよくご紹介しているエンディングノート「マイウェイ」のなかには、「ありがとう」を伝えたい人を書き出す欄があります。名前を書くたび、あのときの思い出がよみがえってきて、「ああ、もう一度会いたいなあ」と思うものです。

ただ、残念なことに、今は連絡がつかないという方も一定数おられます。入院なさっているとか、外国にお住まいだとか、せめて近況が分かれば良いのですが、それも時間とともに知ることが難しくなります。

そしてこのデジタルの時代、年賀状でもやりとりをしていなければ、互いの住所を知らない友人も多いことでしょう。聞いたところによると、最近では結婚式の招待状も、メール等で送ることができるそうです。

もし、ご家族やご友人のお力添えて、またご縁がつながるのであれば、それも嬉しいことですね。

そして、これから出会う方々や、まだお会いできる方々については、連絡の手段をいくつか交換しておいてもよいのかもしれませんが。

携帯電話・固定電話の電話番号、メールアドレス、住所、メッセージアプリの友達登録、共通の知人など。

終活は終わりを見据えるものですが、そのなかで「また会える」「もう一度会いたい」という希望も見つけられることがあります。

みなさまと、大切な方々とのご縁が、いつまでも温かいものでありますように、こころより願っております。



## お知らせ

### ◆西村の著書2冊目が出版されました!

共著ではありませんが、このたび著書の2冊目が出版されました!

数々の相続・終活の専門家が、分かりやすく身近な実例と、そこから学んだ教訓を書き記しています。我々としても非常に参考になることが多く、相続・終活という世界の奥深さを感じております。

今回はしっかり写真とプロフィールページもありますので、お楽しみに!

お求めの方は、事務所へお電話いただくか、終活お話会にてお申し付けください。



### ◆終活お話会へのご参加、お待ちしております!

毎月開催いたします、終活お話会のご案内です。

会場: 豊前市総合福祉センター 研修室

日時: 1月15日(水) 14:30~16:30

2月13日(木) 14:30~16:30

以降は、日程が決まり次第お知らせいたします。

参加費: 無料

ご予約: 不要 ※途中参加もOKです!

内容: 終活に関するフリートーク、弁護士によるミニセミナー、

エンディングノートを少し書いてみるワーク、お悩み相談コーナー



発行元 豊前総合法律事務所  
〒828-0028

豊前市青豊19-14スペースI

TEL: 0979-53-9106

FAX: 0979-53-9107

開所時間: 平日9時~18時

## 相続専門ホームページ

